

これからの子供の学習費調査に向けた改善プラン
(平成 30 年度以降の子供の学習費調査に関する研究会 検討のまとめ)

平成 30 年 9 月

はじめに

- 家計が負担する学習費（学校教育費，学校給食費，学校外活動費）の実態を把握し，教育費に関する国の諸施策を検討・立案するための基礎資料とすることを目的として，文部科学省は平成 6 年度から隔年で「子供の学習費調査」¹（統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく一般統計調査²，以下「本調査」という。）を実施している。
- 初等中等教育段階の学校に子供を通わせる保護者に調査対象を絞り，学習活動に基づいた支出項目設定によって支出状況の実態把握を行う全国的な統計調査は，我が国の公的統計においては本調査が唯一である。本調査は，各都道府県教育委員会及び私立学校主管部局，調査実施学校に選定された各学校の協力のもと，直近の調査（平成 28 年度調査）における保護者調査票有効回答率が 81.6 パーセントと高率を維持しており，その調査結果は官民間問わず様々な場面で，学習に係る家計支出の実態を知るデータとして役立てられている。

表 1 本調査の直近 5 回調査における保護者調査票有効回答率

平成20年度調査	平成22年度調査	平成24年度調査	平成26年度調査	平成28年度調査
81.5%	80.4%	82.8%	84.3%	81.6%

- 本調査の開始以来約 25 年を経過し，実施した調査は計 12 回にのぼる。その間，子供の学習の在り方は時代に応じて変化しており，よりの確な学習費支出状況の把握に向けた点検・見直し時期が到来していると考えられる。また，標本調査である本調査の特性を踏まえながら統計精度の向上を図ること，及び調査回答者である保護者や学校等の負担を軽減することを目指し，調査の基本的枠組み等にさらなる工夫・改善を講じることも重要である。

このため，過去の調査結果との接続性・比較可能性を保持することを重視しながら，適切な改善・見直し方策を専門的に検討する「平成 30 年度以降の子供の学習費調査に関する研究会」（以下「研究会」という。）を平成 29 年 5 月に開催決定し，平成 30 年 9 月までの間に計 7 回会議を開催して議論を重ねた（研究会の開催について，有識者等の名簿及び開催状況は巻末のとおり）。

- 研究会では，まず，平成 30 年度調査において，「公的統計の整備に関する基本的な計画」（第 II 期，平成 26 年 3 月閣議決定）等の指摘に基づき，世帯特性データの項目追加による調査内容の充実について検討し，以下の 4 項目を平成 30 年度調査における追加調査項目とすること等を内容とする「平成 30 年度子供の学習費調査における変更点」を取りまとめた。

¹ 平成 24 年度調査までは「子どもの学習費調査」の名称で実施していた。

² 統計法全部改正（平成 19 年）以前にあっては，統計報告調整法（昭和 27 年法律第 148 号）に基づく承認統計調査として実施していた。

表2 平成30年度調査から追加した調査項目

(1) 主たる生計維持者の最終卒業学校 (2) 保護者が希望する子供の進路（どの学校段階まで進ませたいか） (3) 兄弟姉妹の数、性別及び調査対象者の出生順位 (4) 兄弟姉妹の学校段階 ※ここで調査する「兄弟姉妹」は、調査対象となる保護者と生計を一にする兄弟姉妹に限る。
--

- 研究会では引き続き、平成30年度調査より後の将来的な調査改善・見直しに向け、総合的な検討を進めるため、(1)調査事項の現代化、(2)統計精度向上に向けた標本設計の再構築、(3)回答者負担軽減のための調査手法見直し の3事項を検討課題として整理し、平成30年2月から9月までの間、これらの検討課題に沿った検討・議論を実施した。その結果を、本プランとして取りまとめ、これからの本調査における改善・見直しの基本的方針として示すものである。

1 調査事項の現代化

1-1 現代の子供の生活に対応した支出項目の見直し

- 本調査における支出項目（調査票への回答に際し、学習費支出を用途ごとに整理した費用の名目）は、子供の学習活動を基準として整理している。このため、子供の学習活動の態様が変化し、新たに基準となるような学習活動がある場合は、支出項目を追加あるいは再編することで対応することが必要である。（本調査では平成14年度調査以降、支出項目の見直しは行われていない。）

（学校外活動費における支出項目の見直し）

- 研究会では、学校外活動費に属する学習活動について、現代において新たに発生あるいは顕在化したものとして、「外国語・国際交流活動」及び「情報化・ICTの活用」を検討し、支出項目への追加あるいは再編の可能性を考察した。

- このうち「外国語・国際交流活動」は、学校外活動において、幼稚園・小学校段階における自宅等での学習（図書やテレビ・動画を使った学習等）から、海外留学・ホームステイ等まで広範な活動を含み、その体系を図1のとおり整理した。

- 活動の内容は「外国語の学習」と「国際交流体験活動」に二分される（図1）。このうち「国際交流体験活動」は、支出者割合は小さいことが予想されるが、1人当たりの支出額が大きく、集計において額が突出した回答データになり得る。現在の本調査では、

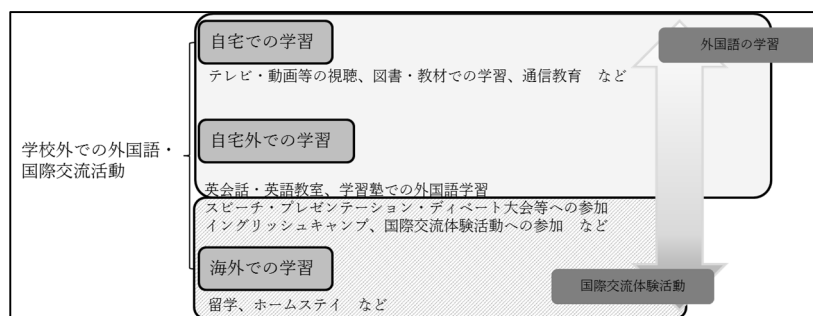


図1 「外国語・国際交流活動」の範囲

当該活動を（中項目）その他の学校外活動費（小項目）教養・その他（小々項目）その他 で把握しているが、当支出項目に整理される他の学習活動（習字、そろばん、外国語会話など）と合算して計上されているため、「国際交流体験活動」単体の支出状況把握が困難であるとともに、他の活動に係る支出状況の把握にも影響を与えている。

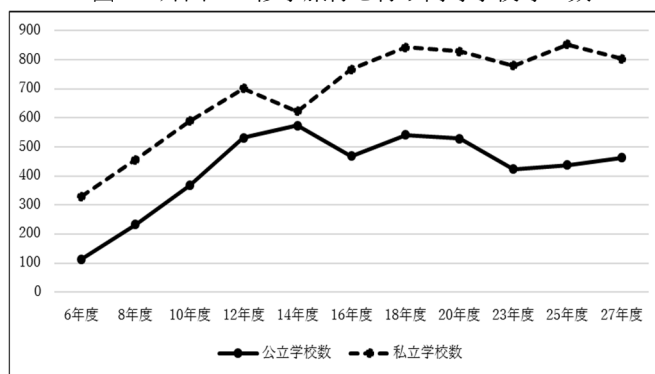
このため、学校外活動費の小項目として「国際交流体験活動」を新設し、当該活動の的確な支出把握を図ることとする。

- なお、外国語・国際交流活動の各種サービス等には、他の分野と融合的な内容を含むもの（例えば、留学生との交流野外キャンプ・英会話スポーツ教室など）が多いことが考えられる。本調査では原則として、融合的な内容に係る支出をどの項目に計上すべきかの判断は回答者（保護者）が行い、回答者が当該支出において最も重視する目的・期待する効果に基づいて整理・計上する（調査実施者が支出のあん分（例えば融合的な習い事の月謝を「外国語」と「スポーツ」で半分ずつ計上する等）を促すことは行わない）ため、「国際交流体験活動」の支出項目新設に当たっては、回答者の判断に資するよう、調査票や手引における品目例示を充実させることとする。
- この他、「情報化・ICTの活用」については、学習費支出状況の変化を時系列で把握する本調査の役割に鑑み、子供の生活において変化が定着し、その支出を中長期的に把握すべきものに精選して支出項目の見直しを行うことが適切であり、デジタル化に対応した購入物品及びサービスの変化・高度化等に対しては、支出項目の追加あるいは再編は行わず、調査各回における品目例示を不断に見直し更新することにより対応することとする。
- また、研究会では「貯蓄・保険的要素の支出（学資保険等）」及び「学童保育・預かり保育」を単独の支出項目として設定することの検討を行ったが、「貯蓄・保険的要素の支出」は子供の学習活動そのものに対する支出ではないこと、また、「学童保育・預かり保育」は活動内容が特定のでなく多様な学習活動により融合的に構成され、また、保護者の保育ニーズへの対応という学習活動以外のサービス提供目的も大きいものであることから、子供の学習活動を基準としている支出項目の区分原則に合わないため、ともに支出項目の設定は行わないこととする。

（学校教育費における支出項目の見直し）

- 研究会では、学校教育費に属する学習活動について、「修学旅行・遠足・見学費」の再編可能性の検討を行った。
- 修学旅行は、本調査の創設時（平成6年度）と比較すると、外国への修学旅行を行う高等学校等の数が増加している（図2）など、その在り方には変化が見られる。1回当たりの支出額は学校教育活動の中でも比較的高額であり、また、特定の学年において高額になる特質性を持つと考えられる。

図2 外国への修学旅行を行う高等学校等の数



（出典）文部科学省「高等学校等における国際交流等の状況調査」
 ※ 「高等学校等」…高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高

- 本調査では、その他の校外活動と一体的に「修学旅行・遠足・見学費」として支出状況を把握している。すなわち、修学旅行（おおむね特定の学年における1回の実施）とその他の校外活動（実施時期・回数・場所等は様々であるが、支出額は修学旅行よりおおむね小規模）という、活動の形態や支出規模が大きく異なる活動にかかる支出を一体的に調査しているため、前述の修学旅行にかかる支出額の特質性等を把握することができない。
- このため、学校教育費の小項目「修学旅行・遠足・見学費」を、「修学旅行費」と「校外活動費」に分割し、両活動の的確な支出把握を図ることとする。

1-2 世帯特性データのさらなる充実

- 研究会では、平成30年度調査から追加した4調査項目に加え、世帯特性データ（学習費支出とクロス集計することにより、家計に関わる状況又は規模ごとの支出傾向の分析を可能とするような、調査対象幼児・児童・生徒が暮らす家庭等のデータ）についてさらなる充実を図ることを検討した。

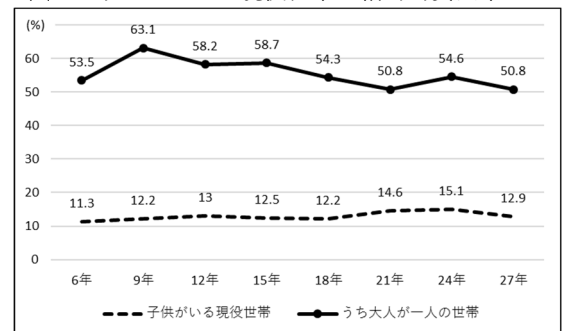
- 家計の学習費支出に対し、直接的な影響を及ぼし得るのに家計の収入（現行の本調査で調査中）がある。図3のとおり、保護者がひとり親であるか否かによって家計の収入に大きな差が生じている。

このことから、本調査の対象幼児・児童・生徒の家庭がひとり親か否かを把握することにより、世帯の状況による学習費支出差の分析が可能となることが期待できる。

一方で、当該事項の設問の仕方によっては、回答者の心理的

抵抗・負担が大きくなることが予想される。これに配慮し、以下の【設問】を新たに設け、調査対象幼児・児童・生徒と生計を一にする保護者等の類型を調査し、また、【集計表】のとおり結果の表章を行うことで、ひとり親か否かによる学習費支出状況の差異を明らかにすることとする。

図3 子どもがいる現役世帯の相対的貧困率⁴



（出典）厚生労働省「国民生活基礎調査」結果

³ 修学旅行・遠足・見学費から修学旅行を独立させた場合、残る支出項目の名称は「遠足・見学費」となるが、校外における学校教育活動は多様な名称・内容が含まれ、遠足及び見学のみによって代表されるものではないと考えられるため、「校外活動費」として名称を置くことが適切である。

（参考）現行学習指導要領解説（特別活動）における学校段階別の遠足／旅行・集団宿泊的行事の例示

小学校	遠足・集団宿泊的行事	遠足、修学旅行、野外活動、集団宿泊活動などが考えられる。
中学校	旅行・集団宿泊的行事	遠足、修学旅行、移動教室、集団宿泊、野外活動などが考えられる。
高等学校	旅行・集団宿泊的行事	遠足、修学旅行、移動教室、集団宿泊、野外活動などが考えられる。

（「修学旅行・遠足・見学費」には、上表以外に各教科における「見学」などを含む）

⁴ ここでいう「相対的貧困率」は、厚生労働省「国民生活基礎調査」の定義のとおり、貧困線（等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合を指す。「子どもがいる現役世帯」とは、世帯主が18歳以上65歳未満の現役世帯であって世帯員に子供（17歳以下の者）を含む世帯を指し、また、「うち大人が一人の世帯」とは、現役世帯のうち「大人が一人と17歳以下の子どものいる世帯」を指す（このため、「うち大人が一人の世帯」は必ずしもひとり親世帯ではなく、祖父母と子供からなる世帯や、18歳以上の兄姉と子供からなる世帯を含むことに留意が必要である）。

【設問】

調査対象のお子さんと生計を一にしている全員の方を、右の表から選んで番号でお答えください。

- | | |
|--------------------------|-----------|
| 1 お子さんの父親 | 2 お子さんの母親 |
| 3 お子さんの祖父・祖母 | |
| 4 その他の親族等(お子さんの兄弟・姉妹は除く) | |

* 「生計を一にしている」は、必ずしも同居している方だけでなく、単身赴任・入院等で一時的に別居している場合も含まれます。⁵

【集計表】 生計を一にする保護者等の類型別 学習費

(公立幼稚園～私立高等学校(全日制)の8学校種ごとに)

区分	生計を一にする保護者等					
	父親のみ	母親のみ	父親と母親	父親又は母親のいずれかと祖父	父親・母親の両方と祖母	その他
学習費総額						
⋮						
(以下の支出項目は略)						

- また、平成 30 年度調査から追加する調査項目「兄弟姉妹が通う学校」について、兄弟姉妹についても通う学校の公立・私立の別を調査することを検討したが、これを実施した場合、統計表として表章する集計区分（現在は7区分）が更に細分化されることとなり、区分によってはごく少数の回答しか得られない可能性があるため、平成 30 年度調査の結果を踏まえ、回答状況及び集計によって得られる結果の有意性を改めて検討することとする。

2 統計精度向上に向けた標本設計の再構築

2-1 抽出方法の見直し

- 本調査では、(1)都道府県ごとの調査対象数の決定、(2)調査実施学校の選定、(3)各学校における幼児・児童・生徒の選定 の3段階の手法で、調査対象幼児・児童・生徒を選定している。研究会では、これらについて点検を行い、持続可能性も勘案しつつより正確かつ安定的な抽出方法に向けた検討を行った。

(都道府県ごとの調査対象数の決定)

- 現行の調査では、調査を実施する全8校種について、都道府県ごとの調査対象数の決定は、以下の

⁵ 単に調査対象の子供と「同一世帯」の者を調査する設問とした場合、単身赴任等により家族と別居している者は、家族の世帯とは別の単身世帯の世帯員であるため、単身赴任中の保護者を把握できない可能性がある。このため本設問では「世帯」を用いていない。

4 類型に分けて実施している⁶。

- (A) 公立幼稚園, 私立幼稚園, 公立小学校, 公立中学校
… 学校・園の所在する市町村の人口規模別に 4 区分を設定し, 各々の在籍者数に応じて区分ごとの調査実施学校数を決定
- (B) 公立高等学校(全日制), 私立高等学校(全日制)
… 設置する学科により 5 区分を設定し, 各々の在籍者数に応じて区分ごとの調査実施学校数を決定
- (C) 私立小学校 …原則として全校を調査対象とする
- (D) 私立中学校 …各都道府県の在籍者数に応じて調査実施学校数を決定

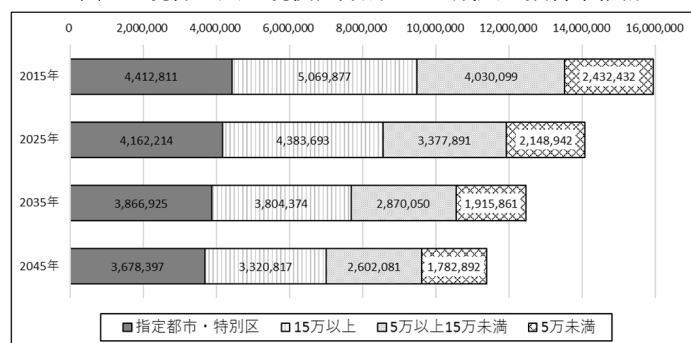
○ このうち (A) の抽出及び結果集計において使用する学校所在市町村の人口規模別 4 区分は, 現在「5 万人未満」「5 万人以上 15 万人未満」「15 万人以上」「指定都市・特別区」としている。

この 4 区分は本調査開始(平成 6 年度)より変わらず使用されているが, 「平成の合併」を経た後, 人口減少及び大都市圏(特に東京圏)への人口集中の進行に伴い, 従来の人口規模別 4 区分における幼児・児童・生徒数の均衡は崩れてきている。特に「5 万人未満」の標本数割合は, 私立幼稚園で 6.6 パーセント, 公立小学校で 15.2 パーセント, 公立中学校で 16.4 パーセントまで低下し, また, 「5 万人以上 15 万人未満」の割合も低下を続けている。

また, 将来人口予測(図 4)⁷に基づけば, 年少人口(0~14 歳)全体で人口が低下する中, 「指定都市・特別区」以外の区分は割合低下の状況が進行すると考えられる。

このように, 現在の人口規模別 4 区分による抽出では, 区分ごとの量的均等性は維持できず, また, 将来において一層状況の悪化が見込まれる。このことにより, 割合低下が進む人口規模区分において調査対象幼児・児童・生徒の選定が困難になるなど, 調査事務の安定的な実施に対する影響が危惧される。

図 4 現行の人口規模区分別 0-14 歳人口数将来推計



(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成 30(2018)年推計)」をもとに集計

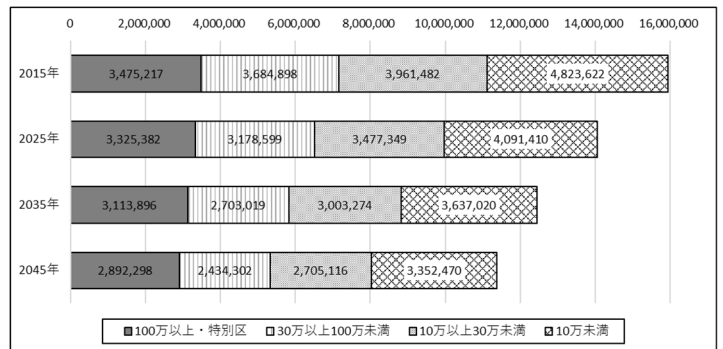
○ 研究会では, 現行 4 区分に代わる区分設定を検討し, 設定する区分ごとの対象者数の均等性及び将来的な持続性を検証した。その結果, **公立幼稚園・私立幼稚園・公立小学校・公立中学校の抽出及び結果集計に用いる人口規模区分を, 「10 万人未満」「10 万人以上 30 万人未満」「30 万人以上 100 万人未満」「100 万人以上・特別区」と再設定することとする。**

⁶ (A)の 4 学校種は, 児童・生徒が就学する学校の所在する市町村と, 当該児童・生徒が居住する市町村はおおむね同一であり, 学校・園の所在する市町村を抽出単位とすることで, おおむね同一又は隣接市町村居住の幼児・児童・生徒を抽出することができる。一方(B)はおおむね複数の市町村からなる通学区域を指定している, あるいは通学区域の指定がないため, 学校の所在する市町村と在籍生徒が居住する市町村が同一であるとは言えず, 学校の所在する市町村を抽出単位としても, 生徒を居住地の性質ごとに区分することにはならない。このため, 高等学校で設置されている学科を抽出単位とすることにより, 一定程度同質な学習活動や学習費支出状況を持つ集団を分類することとしている。また, (C)及び(D)は, 学校の所在する市町村が大きく都市部に偏在しており, 仮に学校の所在する市町村を抽出単位として抽出を実施した場合でも, 適切な区分設定は困難であるため, (A)と同様の手法は採用していない。

⁷ 図 4 及び図 5 の 2025, 2035, 2045 年における市町村の人口規模区分別分類は, 出典調査における当該年の市町村別総人口をもとに, 年ごとに実施した。また, 出典調査の平成 30 年推計では福島県の市町村別推計がないため, 県全体の推計値及び平成 20 年推計の福島県内市町村推計値をもとに 2045 年まで推計し, 集計した。

○ 上記再設定に基づき行おう将来人口予測は図 5 のとおりであり、将来にわたって均質性を維持することができる予測される。また、再設定 4 区分を用いた場合でも、支出額地域差の分析可能性は保持することができる⁸。

図 5 再設定人口規模区分別 0-14 歳人口数将来推計



(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」をもとに集計

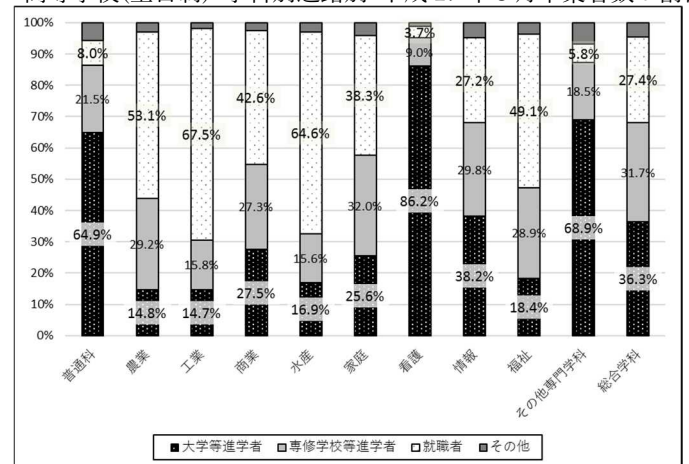
○ (B) (公立高等学校(全日制), 私立高等学校(全日制))の抽出において使用する学科別 5 区分は、現在「普通科」「農業科」「工業科」「商業科」「家庭科等」としている。また、結果集計については普通科以外の 4 区分を統合して「その他」として集計し、普通科との 2 区分により表章している⁹。

このうち「家庭科等」には、専門教育を主とする学科のうち家庭・看護・情報・福祉・理数・体育・音楽・美術・外国語・国際関係・その他と、非常に多様な内容を含み、加えて総合学科(普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科)も含む。

○ 学科別に生徒数を見た場合、公立高等学校(全日制)における総合学科の生徒の割合は 7.2 パーセント(文部科学省「平成 29 年度学校基本調査」結果より。以下本項において同じ)、私立高等学校(全日制)では 1.1 パーセントと、特に公立で一定程度の規模を持つまでになっている。また、各種専門学科のうち「その他の専門学科」(理数, 体育, 音楽, 美術, 外国語, 国際関係, その他)の生徒も、公立高等学校(全日制)で 3.8 パーセント, 私立高等学校(全日制)で 2.2 パーセントと、増加を続けている。

○ 図 6 により学科別の進路状況を見た場合、総合学科は普通科と専門学科の中間的な結果となっており、普通科及び専門学科のいずれとも同一の傾向を持たない。このため、学習費支出においても、普通科及び専門学科のいずれとも異なる状況である可能性が高く、公立高等学校(全日制)では一定規模の生徒数に達していることから、抽出及び学習費支出の集計区分として独立させることが適切である。一方、私立高等学校(全日制)では学習費支出の集計区分とするには十分な標本数を適切に集めることは依然として困難だが、抽出区分としては普通科及び専門学科と区別して取り扱い、独自の性質を持つ総合学科の生徒を適切な割合で抽出に反映させる必要がある。

図 6 高等学校(全日制) 学科別進路別 平成 29 年 3 月卒業生数の割合

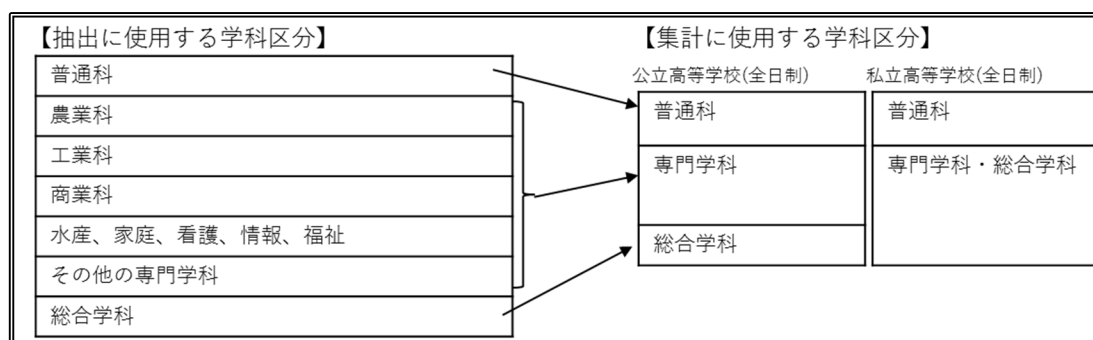


(出典) 文部科学省「平成 29 年度学校基本調査報告書」

⁸ 支出額地域差の分析可能性検証結果は、研究会(第 5 回, 平成 30 年 7 月 4 日)資料 2 を参照。

⁹ 特に私立高等学校(全日制)において、農業科(0.0 パーセント)、工業科(3.1 パーセント)、商業科(2.8 パーセント)のいずれも学習費支出の集計区分とするには十分な標本数を適切に集めることが困難であり、結果集計上は「その他」として束ねている。(割合はいずれも文部科学省「平成 29 年度学校基本調査」結果より)

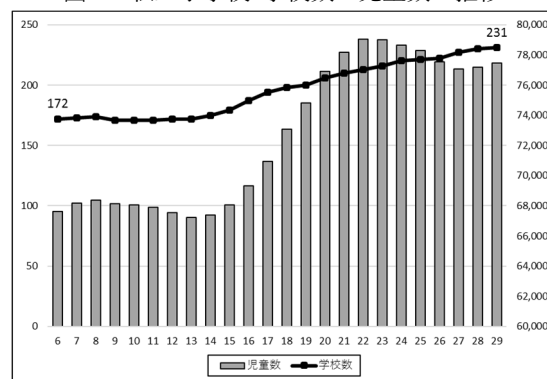
- また、普通科及びその他の専門学科では大学等進学者の割合が高く¹⁰、進路選択において両者は類似した傾向を持つ。その他の専門学科については、学習費支出において他の専門学科とは異なる状況である可能性が高く、適切にその状況を調査結果に反映させるため、抽出区分として既存のくくり(家庭等)から独立して取り扱う必要がある。しかし、学習費支出の集計区分として独立させるには生徒数規模が不足しており、また、その他の専門学科自体の内に多様な学科を含むため、集計区分としての独立は困難である。
- 以上のことから、公立高等学校(全日制)・私立高等学校(全日制)の抽出に用いる学科区分を以下の7区分に再編し、また、結果集計に用いる学科区分は公立高等学校(全日制)で3区分、私立高等学校(全日制)では現行通り2区分とすることとする。



(私立小学校・私立中学校の調査実施学校選定方法の見直し)

- 私立小学校は平成 18 年度から本調査の調査対象としているが、学校数・児童数自体が少なく、適切な抽出実施規模に至っていなかったため、原則として全学校を調査対象学校とし、全学校から調査対象児童を選定していた。
しかし、私立小学校の学校数及び児童数共に増加している(図 7)ことを踏まえ、私立小学校においても全学校を調査対象とする方法から転換し、調査対象学校を抽出することにより、調査実施に対する私立小学校の負担軽減を進める必要がある。

図 7 私立小学校 学校数・児童数の推移



(出典) 文部科学省「学校基本調査報告書」

- 学校及び保護者の負担を考慮し、同一児童が小学校在籍(6年)中に2度選定される事態を抑制するよう、どの学校も3回(6年)に1回の割合で選定されるように設計することが求められる。その場合、単純に選定学校数を3分の1とし、それ以外の条件(学校当たりの選定児童数等)を変えないとすれば、回答数は3分の1となり、その場合の学習費総額の標準誤差率は、直近3回調査結果から推計すると2.07パーセントとなる¹¹。

¹⁰ 図 6 では看護科も大学等進学者の割合が高いが、本表では看護科(3年)から専攻科(2年)へ進学した者も「大学等進学者」に含まれるため、高割合を示していることに留意が必要である。

¹¹ 支出項目(大項目)別・学年別学習費における推計を含めた詳細は、研究会(第6回、平成30年8月6日)資料3-3を参照。

- 研究会では、調査対象となり得る全私立小学校をあらかじめ3つの集団に分類し、連続する3調査回ごとに調査対象集団を交替して実施することを念頭に、3集団を均質に分割する方法を検討した。分割に際し、現在私立中学校の抽出（第1学年の授業料をもとにした層化による確率比例抽出）にならない、授業料を基準にした分割手法を想定し、検討を行った。

授業料は学校教育費と一定の相関がみられるが、強いとは言えない（図8-1）。私立学校においては授業料以外の学校納付金として「施設整備費等」（施設費、維持費、運営費等、学校によって名称は様々に異なる）が存在し、納付の設定も初年度のみ納付する場合・毎年納付する場合・施設整備費等の納付はない場合等、学校によって様々である。この施設整備費等を授業料と合算し、本調査の学校教育費との相関を見た場合、授業料のみの場合と比べてより強い相関を示す（図8-2）。

図8-1 私立小学校 散布図：学校教育費と授業料

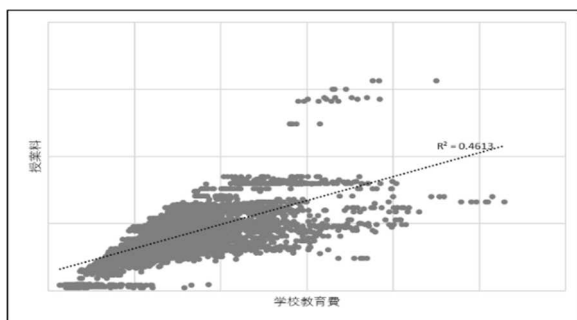
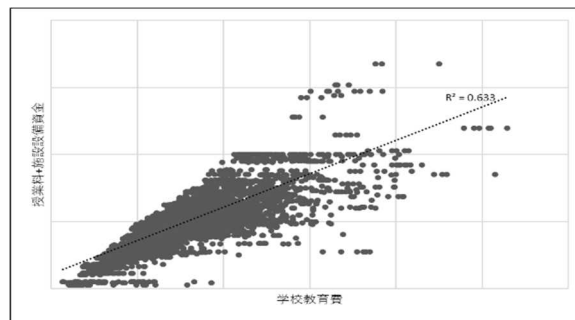


図8-2 私立小学校 散布図：学校教育費と授業料+施設整備費等



平成28年度本調査の回答データをもとに作図

また、現在の私立中学校における抽出では、第1学年（初年度）の授業料をもとに行っているが、施設整備費等を授業料と合算して抽出を行う場合、私立小学校の推計値試算を行うと、第1学年（初年度）の合算額に基づく抽出と比べ、第2～6学年の合算額に基づき抽出を行った場合の方が、私立小学校の集団分割において均質な学校教育費が得られる結果となった¹²。

- 以上のことから、**私立小学校において学校を一定の集団に分割する際、初年度以外（第2～6学年）における授業料と施設整備費等の合算額を基準として使用する**こととする。また、**私立中学校においても、現在抽出で使用している授業料（第1学年）を改め、初年度以外（第2・3学年）における授業料と施設整備費等の合算額を基準として使用する**ことにより、抽出の質の向上を図ることとする。

- 私立小学校における具体的な集団分割の手順について、3つの集団の学習費支出結果ができるだけ均質なものとなることを追求するとともに、以下の事項に配慮して検討を行った。

- ・一部の都道府県に特定集団への割当てが大きく偏ることを抑止する
（調査回間の標本が地域的に偏在することの防止、調査負担の偏りの防止）
- ・3調査回中に生じる授業料・施設整備費等の額の変動に対処する

上記を考慮した手法によって、3調査回における推計を行った結果、学校教育費の結果に安定的な推移が得られることが確認されたため、**私立小学校では以下の手法により、全学校の約3分の1ずつを調査対象とし3回の調査でローテーションが1回完了するよう実施する**こととする。

- * 各学校の第2～6学年における「授業料」及び「施設整備費等」の額に基づき、都道府県ごとに3集団に分割する。
- * 分割した3集団のうち1つを調査対象として初回調査を実施。2回目・3回目調査に当たっては、残る2集団に属する各学校を再度、第2～6学年における「授業料」及び「施設整備費等」の額に基づき振り分け、それぞれの調査対象として実施する。

¹² 授業料・施設整備費等の合算額を用いた私立小学校の試算は、研究会（第6回、平成30年8月6日）資料3-1を参照。

(調査実施学校の選定, 各学校での調査対象幼児・児童・生徒の選定)

- 本調査では, 各調査実施学校において調査対象となる幼児・児童・生徒を, 各学年から1学級を選定した上で当該1学級当たり6人又は8人(私立小学校のみ学級の制限はなく1学年当たり6人。この人数について以下「規定の人数」という。)とし, 無作為による抽出を行っている。
- 1学級の人数が規定の人数に満たない学級しかない学年を持つ学校や, 複式学級のみ学年が1つ以上ある学校は, 本調査において当初から抽出対象外として取り扱っている。このことは, 在籍者が少ない学校の幼児・児童・生徒を調査対象とできておらず, 小規模市町村の学校を適切に調査対象とできていない可能性がある。
- 研究会では, 学校規模が小さいために調査対象外となっている学校の状況を検証したところ, 全ての公立小学校のうち在籍が規定の人数に満たない学年が1つ以上ある(本調査対象外として扱われている)学校が, 全体の13.1パーセントに達していた。同様に, 公立幼稚園(3~5歳児在籍園)では全体の26.4パーセントが当該理由により調査対象外となっている¹³。また, こうした小規模在籍者のために調査対象外となっている学校は, 特に人口1万人未満の市町村に所在する学校で割合が多くなっている。
- このことから, 特に小規模市町村に所在する学校について, 調査実施学校として抽出できるようにし, 小規模市町村に居住する幼児・児童・生徒の学習費支出状況を調査結果に反映させる必要があるため, 以下の変更を行うこととする。
 - ・ 小規模学級や複式学級を編制する学校において支障なく調査対象幼児・児童・生徒を抽出できるよう, **「学級」単位での幼児・児童・生徒抽出を改め, 全学校種で「学年」単位での抽出とする。**
 - ※ 単一学級からの抽出では困難な学校に向けた対策であるため, それ以外の学校にあっては従前通り単一学級から抽出する方式で差し支えない(同一学年内の複数学級からの抽出を強いるものではない)。
 - ・ **1学年当たりの規定の人数に満たない在籍者数の学年がある学校であっても, 調査対象から除外せず, 当該在籍者数を上限に調査実施する。**
- なお, 在籍者が全くいない学年を持つ学校にあっては, 学校の新設・廃校等の過程であることも多く, 調査の安定的な実施に困難が生じる可能性があるため, 現行通り調査対象外とすることが適切である。
- 以上を踏まえ, 以下のとおり調査対象外とする学校を整理する。

以下に該当する学校は, 調査対象から除外する。

* 在籍者がいない学年がある学校

・ 抽出作業時点(調査前年度)で在籍者がいない学年がある学校は, 抽出対象から除外

・ 調査年度の4月時点で在籍者がいない学年が生じた調査対象学校は, 調査対象から除外

* 株式会社が設置する私立学校

* 在籍生徒等が自宅からの通学でない(全寮制など)学校

¹³ 文部科学省「平成29年度学校基本調査」結果をもとに文部科学省で集計したものであり, 他の学校種を含めた集計結果は, 研究会(第6回, 平成30年8月6日)資料3-2を参照。

(1学年当たり調査対象幼児・児童・生徒数の考え方)

- 現在は1学級当たり6人又は8人（私立小学校のみ1学年当たり6人）としている調査対象人数の規模について、学校における調査負担の増大を防ぐため、今後も学校種に応じた上限数の設定は不可欠であり、従前通り「1学年当たり8人」が基軸となる。

一方で、私立学校及び幼稚園・高等学校では多様な学級編制があり、特に高等学校は小規模在籍者数の学校が相対的に少ないため、1学年当たり8人を上回る人数を設定することも、調査実施学校数の過度の増大を抑制し、全体的・長期的な調査負担軽減に資するものであれば、検討すべきである。

- 統計精度向上の観点から調査対象者数を増加させる必要がある場合、本調査では(1)調査実施学校数の増、(2)1学年当たり調査対象幼児・児童・生徒数の増の2つの方法が考えられるが、(2)により同一学校・同一学年の調査対象者による回答数が増加した場合の効果として、支出項目別に以下のことが挙げられる。

- ・ 学校教育費のうち一部の支出項目¹⁴では、類似した支出額の回答データが増加するため、当回のみ・見かけ上の精度向上は達成できるが、回答の多様性増進に対する効果は薄く、本調査で持続的に多様な回答を得ながら学校教育費の精度を確保するためには(2)に優先して(1)により調査実施学校数自体を増やす方が望ましい。
- ・ 学校外活動費は、学校教育費と比べて、類似した支出額の回答データが単に増加する割合は少なく、同一学校・同一学年の回答を増やしたとしても、一定程度の回答の多様性を確保しながら回答数の増を図ることができると考えられる。

- このことから、今後、目標精度に沿った調査対象数の再設定を行う場合、学校種ごとに以下の観点に基づき行うこととする。

【学校教育費の精度向上のために、調査対象数の増が必要である場合】

- … 1学年当たり調査対象幼児・児童・生徒数は維持したまま調査実施学校数を拡大し、必要な回答数が確保できる水準に再設定する

【学校外活動費の精度向上のために、調査対象数の増が必要である場合】

- … ① まず1学年当たり調査対象幼児・児童・生徒数を見直し、当該調査実施学校の負担が過度に大きくならない範囲で拡大する
- ② ①をもってもなお必要な調査対象数に対し不足する場合、調査実施学校数を拡大する

¹⁴ ここで言う「学校教育費のうち一部の支出項目」は、修学旅行費、校外活動費、学級・児童会・生徒会費、教科書費・教科書以外の図書費、学用品・実験実習材料費等、同一学校・同一学年（同じ学校教育活動を行う者）同士の場合、類似した支出額が見込まれるものを指す。一方、学校教育費のうち授業料は、学校種に応じて状況が異なり、小・中学校は類似した支出額の回答データが増加すると考えられるものの、幼稚園（新制度移行園の利用者負担額、移行していない園の就園奨励費補助等）や高等学校（高等学校等就学支援金）では、同一学校・同一学年内であっても保護者の所得等に応じて授業料の家計支出額が異なるため、一概に効果を予測することはできない。

2-2 目標精度の点検と調査対象数の再設定

(精度点検の対象箇所)

- 無作為標本調査である本調査では、推計値の精度について標準誤差及び標準誤差率（推計値の大きさに対する標準誤差の百分率）によって評価・点検し、その結果に応じ、調査対象数の再設定（前ページに掲げる観点に基づく）を行い、精度の維持・向上を図ることが適切である。
- 精度点検を行うべき本調査上の推計値については、各学校種別の代表的な結果である「全体の学習費総額」について精度点検を行うだけでなく、(1)結果の利活用において最も頻度・重要性が高いこと、(2)項目／属性ごとに支出状況の差異が存在するためそれぞれに精度点検を行うことが不可欠であることから、支出項目は大項目レベル（うち「学校教育費」「学校外活動費」）、回答者属性は「学年（歳児）」において精度を点検することとする（表2）。

表2 本調査における精度点検の対象箇所

	平均	学年別			
		X学年	X+1学年	X+2学年	…
学習費総額	点検				
学校教育費		点検	点検	点検	…
学校外活動費		点検	点検	点検	…

(私立小学校の精度点検と調査対象数の再設定)

- 私立小学校の調査実施学校を3分の1とし、その結果、有効回答数が現行の3分の1となった場合について、直近3回の調査結果における大項目別・学年別標準誤差率をもとに、精度点検対象箇所の標準誤差率推計を行ったところ、表3-1のとおりである。

表3-1 私立小学校（調査実施学校3分の1）の標準誤差率推計

	平均	学年別					
		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
学習費総額	2.07%	2.74%	2.88%	2.94%	3.13%	2.79%	2.95%
学校教育費	2.35%	2.60%	2.60%	2.59%	2.92%	2.50%	2.61%
学校外活動費	2.84%	5.31%	5.21%	5.51%	5.24%	4.92%	5.45%

これによれば、6学年中5学年において学校外活動費の標準誤差率が5パーセントを超える。このうち最も標準誤差率が大きい第3学年について、28年度調査結果がこの標準誤差率であったと仮定すると、学校外活動費は546,158 ± 59,017円の範囲（487,141～605,175円）が95パーセント信頼区間となる。

- 上記のとおり、私立小学校における標準誤差率推計の点検の結果、学校外活動費の精度に課題があると評価できる。このため、1学年当たり調査対象児童数を見直し、当該調査実施学校の負担が過度に大きくなならない範囲で抽出数を拡大することで、精度の向上を図ることとする。

なお、上記をもってもなお必要な調査対象数に対し不足する場合、調査実施学校数を拡大することとしているが、私立小学校は学校及び保護者の負担を考慮し、同一児童が小学校在籍（6年）中に2度選定される事態を抑制するよう、どの学校も3回（6年）に1回の割合で選定されるように改める

こととしている（→8ページ）ため、基本的に調査実施学校数を再び増やすことは不適當であり、1学年当たり抽出数のみを見直すこととなる。

- これに沿って、1学年当たり調査対象児童数を現行の6人から8人に増やした場合¹⁵、標準誤差率推計は表3-2のとおりとなる。

表3-2 私立小学校（調査実施学校3分の1、かつ1学年当たり調査対象児童8人）の標準誤差率推計

	平均	学年別					
		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
学習費総額	1.80%	2.37%	2.50%	2.54%	2.71%	2.42%	2.55%
学校教育費	2.04%	2.25%	2.25%	2.24%	2.53%	2.16%	2.26%
学校外活動費	2.46%	4.60%	4.51%	4.77%	4.54%	4.26%	4.72%

- 以上のことから、**私立小学校では、調査実施学校を全体の3分の1ずつとするとともに、1学年当たり調査対象児童数を6人から8人とする**ことにより、調査負担軽減と一定程度の結果精度の維持の両立を図ることとする。

（目標精度の設定）

- 本調査として目指すべき目標精度として、学校種別の全体の学習費総額についてそれぞれ標準誤差率1パーセント以内とすることが理想的として検討を行った。しかし、それを達成するために調査対象数の増を行う場合、ほぼ全ての学校種において必要な調査対象数が膨大なものとなる¹⁶。
- 前項において、私立小学校に関して調査負担軽減と精度維持のバランスを考慮して対象数再設定を試みた結果、全体の学習費総額における標準誤差率1.80パーセント、支出項目（大項目）別・学年別にみた標準誤差率は最大で4.77パーセントの推計結果を得た。これを他の学校種においても共通の目標精度として設定し、各学校種での点検により適切な調査対象数の再設定を行うことが、各学校を通じた統一の指標により精度を担保する現実的な手法として妥当である。

このため、**学校種ごとの精度点検を行うに当たり、全体の学習費総額における標準誤差率1.80パーセント、支出項目（大項目）別・学年別にみた標準誤差率は最大で4.77パーセントを達成することを全学校種を通じた目標精度として置く**こととする。

¹⁵ 1学年当たり奇数（7人、9人…）の調査対象児童数とすると、男女同数籍時の抽出児童男女比の設定に困難があるため、不適當である。また、1学年当たり10人まで拡大した場合、全私立小学校の学年のうち学年在籍者が10人に満たない学年が全体の7.3パーセントあり、学校の調査負担を鑑みるとそこまでの拡大は困難（1学年当たり人数が規定数に満たない場合「学年全員の児童が調査対象になる」ことから、全体の7.3パーセントの学年において在籍児童全員が調査対象になってしまうため）。

¹⁶ 標準誤差率1パーセントを達成するために必要な有効回答数の試算は、研究会（第4回、平成30年6月6日）資料2を参照。

(目標精度に応じた調査対象数の再設定)

- 私立小学校を除く各学校種について、直近3回調査結果をもとにした精度点検対象箇所の標準誤差率をみると、表4のとおりとなる。

表4 各学校種（私立小学校を除く）の精度点検対象箇所標準誤差率（直近3回調査結果をもとに算出）

	全体の学習費総額の標準誤差率	支出項目(大項目)別・学年別の標準誤差率のうち最大のもの		全体の学習費総額の標準誤差率	支出項目(大項目)別・学年別の標準誤差率のうち最大のもの
公立幼稚園	1.67 パーセント	6.75 パーセント (3歳児の学校外活動費)	私立幼稚園	2.33 パーセント	6.30 パーセント (3歳児の学校外活動費)
公立小学校	2.87 パーセント	9.05 パーセント (第6学年の学校外活動費)	私立小学校		
公立中学校	1.39 パーセント	4.03 パーセント (第1学年の学校外活動費)	私立中学校	2.12 パーセント	7.05 パーセント (第3学年の学校外活動費)
公立高等学校 (全日制)	2.55 パーセント	7.08 パーセント (第3学年の学校外活動費)	私立高等学校 (全日制)	2.74 パーセント	10.59 パーセント (第2学年の学校外活動費)

- この点検結果に基づけば、公立中学校はいずれも目標精度を満たしており、引き続き現状の枠組みによって調査を実施することが適切である。

その他の6学校種では、表4灰色部分について、目標精度を満たしていない。このため、11ページに掲げる観点に基づき、調査対象数の再設定を行うこととする。

- 具体的な再設定調査対象数は、以下の手順により行った¹⁷。

(例：公立小学校)

- (1) a. 全体の学習費総額（標準誤差率2.87パーセント）が目標精度（1.80パーセント）に達するために必要な調査対象数… 有効回答数 4,473 × (2.87 ÷ 1.80)² ÷ 有効回答率 82.83% = 13,729
- b. 最大の標準誤差率を示す第6学年の学校外活動費（9.05パーセント）が目標精度（4.77パーセント）に達するために必要な調査対象数… 有効回答数 737 × (9.05 ÷ 4.77)² ÷ 有効回答率 81.89% = 3,240 / 学年 3,240 × 6 学年 = 19,440
- a < b であるため、a・b 両方を達成するために必要な調査対象数… 19,440 (学年当たり 3,240)
- (2) 公立小学校は学校外活動費に課題があるため、① まず1学年当たり調査対象児童数を見直す
1学年当たり調査対象児童数を6人→8人とする、1学年当たり対象数 8人×150校 = 1,200人
(学年当たり 3,240には不足する)
- (3) ①をもってもなお必要な調査対象数に対し不足するため、②調査実施学校数を拡大する
150校 × (3,240 ÷ 1,200) = 405校
… 公立小学校では、1学年当たり抽出児童数を6人→8人とし、調査実施学校を150校→405校とすることにより、右表のとおり目標精度を達成。

¹⁷ 全ての学校種について、例示する公立小学校と同様の手順で再設定調査対象数を算出。具体的な算出の状況は、研究会（第6回、平成30年8月6日）資料3-3を参照。

- また、公立幼稚園では、全体の学習費総額及び4・5歳児においては目標精度を達成しており、3歳児の学校外活動費のみにおいて目標精度を達成していない。

公立幼稚園では他の学校種と異なり、年齢別編制方式が多様（3～5歳児在籍園（いわゆる3年保育園）は全体の48.6パーセント）であり、学年（歳児）ごとの在籍者数が大きく異なることから、従前より3～5歳児在籍園100園・4～5歳児在籍園50園を調査実施学校として選定することとし、3歳児の調査対象数（800人）は4・5歳児（各1,200人）より少なく設定しているなど、従前から3歳児と4・5歳児において取扱いが異なっている。

公立幼稚園では1学年当たり在籍幼児数が少ない園が多く（→10ページ）、1学年当たり調査幼児数の増で対応することは困難であることから、3歳児の目標精度達成のためには3～5歳児在籍園の調査実施学校数を拡大することとなるが、連動して4・5歳児の調査対象数も増加することになれば、精度点検結果上は処置を要しない4・5歳児の調査負担が増すことになり、不適切である。

このため、4・5歳児は1学年当たり調査対象幼児数を8人から6人に減少させ（3歳児は8人のまま据え置く）、3～5歳児在籍園の調査実施学校数増と併せて行うことにより、目標精度を達成するとともに、4・5歳児における不必要な負担増を抑制することとする。

- これらを踏まえ算定を行った結果、表5のとおり、目標精度に応じた必要調査対象数は以下のとおりとなる。

表5 目標精度に応じた調査対象数の算定結果

	調査対象学校数		1学年当たり調査対象 幼児・児童・生徒数	調査対象 幼児・児童・生徒数
公立幼稚園	251校	うち3～5歳児在籍園 201校	(3歳児)8人	(3歳児)約1,608人
		うち4～5歳児在籍園 50校	(4/5歳児)各6人	(4・5歳児計) 約3,012人
			各6人	
私立幼稚園	197校		各8人	約4,728人
公立小学校	405校		各8人	約19,440人
私立小学校	70校*		各8人	約3,360人
公立中学校	150校		各6人	約2,700人
私立中学校	114校		各10人	約3,420人
公立高等学校(全日制)	221校		各12人	約7,956人
私立高等学校(全日制)	493校		各12人	約17,748人

※ 私立小学校の学校数は、平成29年度における私立小学校のうち対象条件を満たすもの（208校）を単純に3分の1にしたもの。

※ 調査対象幼児児童生徒数に「約」が付くのは、それぞれ1学年当たり人数に満たない学年を持つ学校を調査対象に入れる（→10ページ）ことを考慮し、これより少なくなる可能性があるため。

- 表5によれば、私立中学校は全国計729校のうち114校が、私立高等学校(全日制)では全国計1,303校のうち493校が調査対象となることとなる¹⁸。

両学校種について本算定結果のとおり調査対象数を再設定した場合、調査対象となる学校の割合が非常に大きくなり、特に私立高等学校(全日制)では全体の37.8パーセントが調査対象となり、私立小学校（調査実施学校を全体の3分の1ずつとした）を上回る。調査に係る負担や関係する都道府県の事務負担が重いことから、私立中学校及び私立高等学校(全日制)については、目標精度のうち

¹⁸ ここで使用する全国計の学校数は、文部科学省「平成29年度学校基本調査」結果における学校数から、在籍者が1人もいない学年を有する学校を除いたもの。

「全体の学習費総額における標準誤差率 1.80 パーセント」を最低限達成できる範囲で調査対象数を再設定する¹⁹こととし、今後の目標精度点検において改めて支出項目（大項目）別・学年別の状況を確認の上、必要な処置を講じることとする。

- 以上により、**表 6 のとおり、調査対象数の再設定を行う**こととする。

表 6 学校種別の再設定調査対象数

	調査対象学校数		1 学年当たり調査対象 幼児・児童・生徒数	調査対象 幼児・児童・生徒数
	公立幼稚園	251 校	うち 3～5 歳児在籍園 201 校	(3 歳児) 8 人
	うち 4～5 歳児在籍園 50 校		(4 / 5 歳児) 各 6 人	(4・5 歳児計) 約 3,012 人
私立幼稚園	197 校		各 8 人	約 4,728 人
公立小学校	405 校		各 8 人	約 19,440 人
私立小学校	70 校*		各 8 人	約 3,360 人
公立中学校	150 校		各 6 人	約 2,700 人
私立中学校	73 校		各 10 人	約 2,190 人
公立高等学校(全日制)	221 校		各 12 人	約 7,956 人
私立高等学校(全日制)	232 校		各 12 人	約 8,352 人

※ 私立小学校の学校数は、平成 29 年度における私立小学校のうち対象条件を満たすもの（208 校）を単純に 3 分の 1 にしたもの。
 ※ 調査対象幼児児童生徒数に「約」が付くのは、それぞれ 1 学年当たり人数に満たない学年を持つ学校を調査対象に入れる（→10 ページ）ことを考慮し、これより少なくなる可能性があるため。

- 上記のとおり調査対象者の再設定を実施するが、これは現状（直近 3 回調査結果）をもとにした算出であり、今後の調査の在り方改善や、学校及び幼児・児童・生徒の状況の変化を鑑みれば、将来にわたって永続的に信頼できる統計精度を保証する再設定ではない。このため、私立小学校における調査（3 分の 1 ずつ実施）ローテーションが 1 回完了する時期に合わせ、**3 回調査（6 年）に 1 度、全学校種における統計精度の状況を点検・評価し、回答者負担軽減の観点も考慮しながら、必要に応じて調査対象数の再設定を検討する**こととする。

（新たな学校種の追加可能性）

- 研究会では、現行の調査対象 8 学校種に加え、近年創設されたものを含め新たな学校種²⁰を本調査に追加する可能性について検討した。
 いずれの学校種も、公立・私立ともに現行調査学校種を上回る規模の学校数又は在籍者数を持つものはなく、現時点で調査対象に追加し得る学校種はないが、幼保連携型認定こども園が将来的に相当程度の在籍者数規模に達した場合、本調査における取扱いを検討することとする。

¹⁹ 私立中学校及び私立高等学校(全日制)について、全体の学習費総額における目標精度を達成するために必要な調査対象数は、私立中学校で 2,164、私立高等学校(全日制)で 8,342 であり、表 6 では端数を切り上げて計上している。両学校種に関する再設定調査対象数の算定は、研究会（第 7 回、平成 30 年 9 月 10 日）資料 1 を参照。

²⁰ 幼保連携型認定こども園、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校、高等学校(定時制)、高等学校(通信制)、高等専門学校、専修学校高等課程、専修学校一般課程について検討を行った。

3 回答者負担軽減のための調査手法見直し

- 本調査は、調査対象幼児・児童・生徒の保護者、学校、都道府県の協力のもとで実施している。調査事項の充実・統計精度の向上を図る一方、これら調査に協力いただく各者の負担を軽減・抑制するための取組を推進し、統計の品質（ニーズ適合性・正確性等）を損ねず、効率性を高める調査手法への見直し・改善が必要である。
- このため、研究会では、(1)調査事項の絞り込み、(2)調査票の単線化、(3)オンライン調査の導入の3取組事項について検討を行い、以下の取組方針を取りまとめた。

なお、事項個々については一部の関係者に対しては負担軽減の効果が期待できなかつたり、逆に負担が増したりする可能性もあるが、3事項相互に負担軽減効果を発揮し合うことによって、保護者・学校・都道府県の各者の総合的な負担軽減に資することを目指して行うものであるため、3事項の取組を一体的に進めることが不可欠である。

3-1 調査事項の絞り込み

- 活用可能性が低い支出項目を中心とした統合・再編を行い、調査票に対する回答量を減少させることによって、回答者における調査票記入の負担を軽減するとともに、その前段階で行われる学習費支出の整理作業（どの支出がどの項目に入るか）を容易にする効果が期待できる。

（学校教育費における調査事項の絞り込み）

- 支出項目にある「入学金・入園料」及び「入学検定料」は、入学初年度のみに支出を要する費用だが、調査票上は初年度経費である注釈がなく、初年度ではない調査対象者に対し混乱・誤解を招いている可能性がある。

また、「施設設備資金」（私立学校のみにおける学校納付金）は、初年度経費である場合と初年度以降にも経常的に要する場合の両方がある（→9ページ）が、現在の調査票ではそれらを区別していない。かつ、「施設設備資金」という支出項目名称は、支出者（保護者）の立場から理解しづらい表現であり、回答者の理解増進のためには支出項目名称の変更が必要である。
- 以上のことから、**(1)初年度学校納付金は、調査票上「入学者のみ」に限定した欄を設け、全員に対する回答欄からは別とすること、(2)「施設設備資金」は名称を「施設整備費等」と改め、「入学者のみ」に限定した回答欄と全員に対する回答欄の両方に回答欄を置く** こととする。
- なお、現行の調査票において初年度経費として調査している「入学検定料」は、調査対象年度の前年度における活動（入学試験の受験）に対する支出とみなすことが適当である。このことは、調査対象年度の学習費支出を把握する本調査の性質とは合致しておらず、また、調査対象者は調査前年度の支出について記憶・記録をもとに回答することになるため、回答の不確実性が高いことが考えられる。このことから、**支出項目から「入学検定料」を削除する** こととする。

- この他、支出項目「その他の学校納付金」は様々な雑支出を整理・計上する項目だが、その支出先は名称のとおり学校であることが前提となっている。しかし現行の調査では、この中に後援会や同窓会など学校を支援する外部団体の会費を含める整理としている。

調査回答者が計上すべき項目を迷うことなく費用整理し、もって回答における負担を軽減するため、支出項目「後援会等会費」を新設し、「その他の学校納付金」から独立させることとする。

(学校外活動費における調査事項の絞り込み)

- 本調査における支出項目は、子供の学習活動を基準として整理しており（→2ページ）、学校外活動費においても活動単位（補助学習、体験活動・地域活動、芸術文化活動など）に基づく項目が置かれているが、それらの下に、小々分類（「①月謝等」「②その他」など）として活動以外（支出対象の財・サービスの別）に着目した項目設定がある。

過去の調査結果において、小々分類ごとの支出額を学校種別に見ると、有形財（物品・図書）の購入費支出は低下しており、学校外活動費支出の多くはサービスに対する支出が占めている²¹。また、有形財とサービスの別に着目した調査結果の活用はほぼ見られず、また、回答者負担（学習費支出を小々分類まで整理・回答する）に照らせば、小々分類により有形財・サービス別の支出状況を把握することの効果は、極めて小さいと考えられる。

- このため、学校外活動費における小々分類（有形財とサービスの別ごとの支出項目）は全て削除し、支出項目は子供の学習活動を基準とした整理（小分類）までにそろえることとする。

- この他、支出項目「家庭教師費等」は、家庭教師に関する支出と通信教育に関する支出を共に含むが、その支出率（支出を行う保護者の割合）は、通信教育の占める割合が家庭教師より相当程度高い。

支出項目の名称が原因で、調査回答者及び調査結果利用者に対し誤解（「家庭教師費しか含まない」等）を生むなど、理解を困難にしている可能性があるため、支出項目「家庭教師費等」の名称を「通信教育・家庭教師費」と変更することとする。

- 以上のとおり支出項目の見直しを進めることによって、回答及び費用整理作業上の困難・複雑性を極力取り除くとともに、調査票に対する回答量を減らすことができる。

平成30年度の本調査における調査票での支出額回答箇所（合計欄を除く）は保護者調査票・学校調査票を合計すると33であるが、「1 調査事項の現代化」における拡充と本項での絞り込みを両方反映した場合、支出額回答箇所は29（別途「入学者のみ」限定欄が2）となる。

²¹ 本調査における補助学習費の小々分類ごと支出額の推移は、研究会（第6回、平成30年8月6日）資料2を参照。

3-2 調査票の単線化

- 本調査では、「保護者調査票」（調査対象幼児・児童・生徒の保護者が回答し、学校に提出する）と「学校調査票」（調査対象学校が回答する）の2つの調査票を用い、それらの回答を合計して集計することにより、1人当たりの学習費支出を推計している。

このうち「学校調査票」は、保護者が学校等に納付・寄附した費用を、支出の受け手である学校がまとめて回答するものである。この費用は保護者が支出したものであることは「保護者調査票」対象費用と変わりはなく、保護者が個々に回答することも可能だと考えられるものだが、「学校等に対する納付金等は在籍する幼児・児童・生徒が等しく同額を支出しており、個々の保護者に質問することなく学校で把握・回答が可能」であることを前提に、学校が代表して回答しているものと位置づけられる。

- この「学校調査票」の回答作業が生じることで、調査実施学校は「保護者に対し保護者調査票の回答・提出を依頼し、回収・提出する」ことに加え、当該回答作業も行うこととなり、本調査における学校現場の負担を増大させる要因になっている。

加えて、「学校調査票」は前項に記した前提をもとに構築されているが、様々な減免制度等の適用や幼児・児童・生徒の学校活動参加状況の違いにより生じる個人ごとの支出額の差を、学校において一律・正確に把握することは困難な状況にあり、また、特に公立学校において、学校納付金等の徴収・管理を学校設置者（地方公共団体）が行っている場合、学校では個人ごとの学校納付金額等を把握していない（学校設置者の協力のもと回答を作成しなければならない）ことから、「学校調査票」による正確な学習費把握の効果は小さくなっている。

- このことから、現在「学校調査票」で調査している学校納付金・給食費・寄附金の各支出項目（全10項目、別途「入学者のみ」限定欄が2項目）を、「保護者調査票（第3回提出分）」に移行し²²、保護者が各項目について自身が支出した実績額を回答する仕組みとすることとし、「学校調査票」は廃止することとする。

- 保護者は「保護者調査票（第3回提出分）」に設けられた学校納付金等の各項目について、自身が支出した実績額を回答する（例えば、授業料の減免等を受ける世帯で負担が0円の場合は、「授業料」に0円と回答）。このことにより、より正確な学校納付金等の支出状況把握に効果が期待でき、また、学校現場の負担を軽減することができる。

- 一方で保護者は回答対象項目の数が増すため負担増となり、また、自身が学校に対し支出した納付金等を記憶・記録していない場合も考えられる。

こうした保護者の回答負担に対し支援をする目的で、調査対象学校は、年度末（第3回提出分）の回答時期より前に、保護者が学校納付金等の計上に当たり参考とできる情報（例えば、一人当たり授業料の定額等）を提供することが望ましい。

²² 学校納付金等の回答を年度末（第3回提出分）の保護者調査票に移行するのは、各種減免や分納等により、最終的に学校に納付した当該年度分の金額が確定するのが年度後半～末であることが起こり得るためであり、年度末にまとめて1回回答する方式としたもの。

具体的には、例えば図9のようなものが考えられ、学校からの情報は標準的な1人当たり学校納付金等の金額を提示するとともに、各保護者によって支出状況が異なる可能性がある（例えば各種減免制度の適用／非適用や、修学旅行参加コースなど個人によって額が異なる等）費用は、その額を各保護者が適切に計上できるよう注意喚起するものが望まれる²³。

「子供の学習費調査」調査票（第3回提出分）では、学校納付金等の年間支出額を回答する欄があります。
 本校3年B組では、今年度の学校納付金等について以下の金額が基準的な年額となりますので、これをご参考にしていただき、ご回答を作成してください。

授業料	118,800円	
		※高等学校等就学支援金を受給されているご家庭は、受給分を差し引き、実際のご負担額をご回答ください。
修学旅行費	34,892円	
		※〇〇コースの見学に参加した生徒のご家庭は、見学科1,000円を加算し、35,892円になります。
遠足・見学費	2,450円	
学級・児童会・生徒会費	18,000円	
その他の学校納付金	2,400円	

P T A会費・寄附金については、各ご家庭での支出額をご回答ください。

なお、今年度は学級費から以下の物品を購入しました。各ご家庭で、調査票（第3回提出分）に加算してご回答ください。

〇〇道具代	1,200円	→A-5「実験実習費」に加算してください。
××セット代	450円	→A-2「学用品費」に加算してください。

減免制度等があり、家庭によって支出額が異なる可能性のあるものは、各家庭で適切に計上できるように注意喚起

幼児・児童・生徒の活動参加状況で支出額が異なるものは、各家庭で判断できるよう、具体的な内容を記載

学校では具体的な金額は分からない（家庭によって大きく状況が異なる等）場合は、適切な計上を依頼する旨を記載

学校が一律に徴収した費用（学級費等）のうち、幼児・児童・生徒個人の所有に帰する物品の購入費は、適切な支出項目を学校から案内
※このことは現在の調査でも実施している取組。（学校用『手引き』に記載）

図9 学校が保護者に提供する「学校納付金等の額についての情報提供」イメージ

3-3 オンライン調査の導入

○ 本調査では、調査対象幼児・児童・生徒の保護者に対するオンライン調査は実施していない（「学校調査票」における Microsoft Excel 形式の電子調査票は導入済み）。

平成28年度の本調査において調査実施学校に対し行ったアンケート²⁴によれば、保護者調査においてオンライン調査を導入することに肯定的な意見としては、主に「学校現場の作業負担軽減」及び「保護者の回答負担軽減」を評価するものが多く見られた。一方、否定的な意見としては「ネット・通信機器の普及への懸念」及び「セキュリティ・個人情報保護の課題」が主に挙げられた。

また、調査回答方法をオンライン調査のみに限定することには否定的な意見が強く、オンライン調査を導入するとしても、既存の紙形式での調査と併用する方式を望む意見が多かった。

○ オンライン調査の導入によって、(1)提出に関する時間的制約の緩和（深夜・休日等でも回答送信できる）、(2)学校等を介さず回答完了することが可能 となることから、回答者にとって大きな利便

²³ それぞれの保護者が支出した額を学校が正確に把握・調査し、個々の保護者に個別に伝達するのではなく、学校内又は学年内の調査対象の保護者に共通する事項を整理して伝達することを想定している。

²⁴ アンケート結果は、研究会（第6回、平成30年8月6日）資料2を参照。

性向上につながる事が期待できる。この利便性を最大限発揮するためには、セキュリティ・個人情報保護の徹底により安心して使用できる環境の提供が最も求められ、また、多様な情報機器への対応性（特にスマートフォン使用が多数であることを考慮したウェブデザインの対応性）、複数調査回に渡る環境の安定性等を考慮した場合、オンライン調査の方法としては政府統計共同利用システムを利用し、入力フォーム（電子調査票）に対し回答者がインターネット上で回答する方式が最も適切と考えられる。

- この他、オンライン調査に関しては(1)入力フォームの開発柔軟性、(2)回答率維持のための仕組み（回答状況の把握と督促等）、(3)入力誤りによる非標本誤差拡大の防止、(4)複数調査回での使用を考慮したランニングコストと便益のバランス といった点を十分考慮する必要がある。これらはいずれも、政府統計共同利用システムの利用（(3)に関しては設置する入力フォーム（電子調査票）における論理・妥当性チェックの実装）により課題克服が可能と考えるが、いずれにせよ、その計画及び運用に向けては引き続き十分な検討・検証が必要である。
- 以上のことから、**政府統計共同利用システムを利用したオンライン調査を導入し、従来の紙調査票による学校・都道府県を介した回収方式との併用を行う**こととし、図10のとおり調査票等の配布及び回収のプロセスを基本としつつ、前項に掲げる事項に十分留意して設計等を検討することとする。

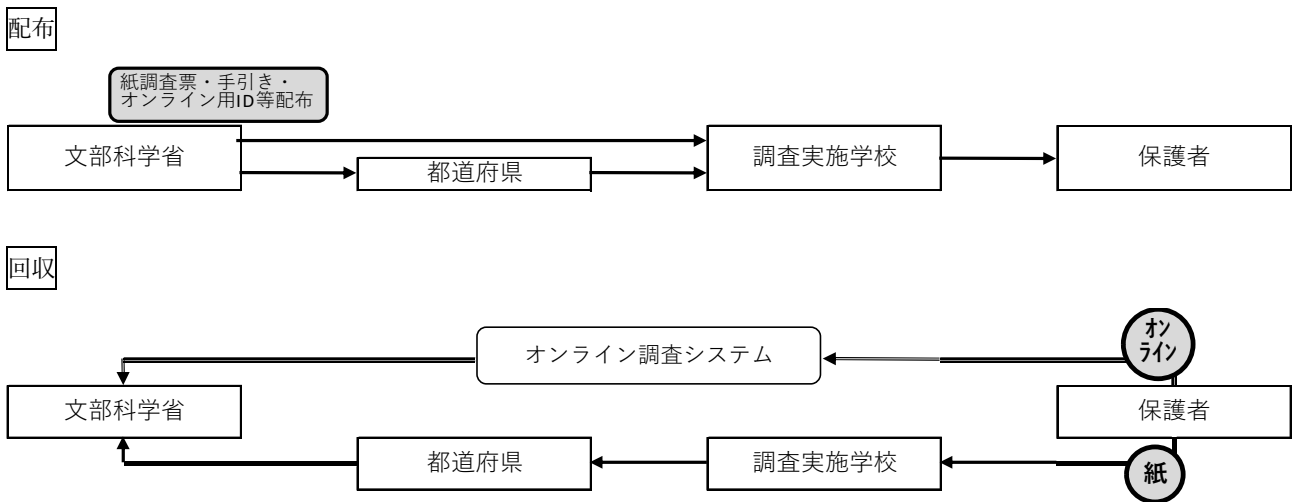


図10 調査票等の配布及び回収プロセス

- なお、オンライン調査導入に当たっては、利用者である保護者にとって操作負担の軽い簡便な仕組みを用いることは当然であるが、それをもってしてもなお、システム操作等に対する支援のニーズは大きく、特段の対策がないとすれば学校（あるいは都道府県）が当該支援を担当せざるを得なくなり、調査負担が増大することが予想される。

このため、オンライン調査導入に当たっては、文部科学省においてヘルプデスク・コールセンターの設置・案内等を行い、保護者のシステム操作や回答内容等に関する質問に対し直接対応する仕組みを設けることで、学校等における調査実施の負担を軽減することが必要である。

むすび

- ここまでに示したこれからの本調査における改善・見直しの基本的方針をもとに、将来の本調査における改善の取組を総合的に進めることが望まれる。広範な改善事項があるため、改善の実施時期は今後の準備・調整によるところだが、2020年度調査以降のできるだけ早い時期に取組を行うことを求める。
- なお、各改善事項は、現在の調査結果や今後の見通しをもとに、あくまで現時点における最適化を念頭に置いて立案したものである。本プランに基づき改善の取組が行われた後も、調査全般について、過去の調査結果との接続性・比較可能性を保持することを重視しながら、一定の時期を経た後に見直しを講じるべきである。(16ページに示すように、統計精度の状況の点検・評価は3回調査(6年)に1度実施するものとする)
- また、調査実施者である文部科学省は、上記の総合的な見直し時期到来によることなく、
 - ・ 調査票における品目例示の充実、実用的な手引書の作成
 - ・ 本調査の重要性・国の機関での利活用事例に関する一層の理解増進に向けた取組
 - ・ 都道府県や学校が実施する調査事務の支援
(調査のチュートリアル動画作成・配信, 調査票の穴あけ加工等の整理容易化など)といった、調査事務に係る改善・見直しを不断に進めるべきである。

平成 30 年度以降の子供の学習費調査に関する研究会の開催について

平成 30 年 3 月 15 日
生涯学習政策局政策課長決定

(平成 29 年度中の研究会は、平成 29 年 5 月 22 日決定による)

1. 趣旨

平成 30 年度以降に実施する子供の学習費調査については、報告者の負担を考慮した上で、学習費のよりの確な把握に向け、学習費に関連する調査内容等の充実を図ることが求められている。また、新たな政策課題等への的確な対応、統計精度の向上に向けた不断の見直し・改善も必要である。

このため、平成 30 年度以降の同調査における調査・集計事項及び調査の基本的枠組み等について専門的な検討を行うことを目的として、平成 29 年度から引き続いて「平成 30 年度以降の子供の学習費調査に関する研究会」（以下「研究会」という。）を開催する。

2. 検討事項

- (1) 調査・集計事項の見直しについて
- (2) 新たな政策課題等への的確な対応計画について
- (3) 計画実施に向けた調査の基本的枠組み等の点検・見直しについて
- (4) その他

3. 研究会の運営

別紙の有識者等の協力を得て、2 に掲げる事項について検討を行う。なお、必要に応じ、その他の者に協力を求めることができる。

4. 研究会の開催期間

研究会は、平成 30 年 4 月から 10 月までの間に 4 回程度開催する。

5. その他

- (1) 研究会において配布した資料及び議事要旨は、原則として文部科学省ホームページに掲載することにより公表する。ただし、調査票情報及び公表前の情報等の非公開情報を用いて検討する場合等、研究会の合意により非公開とすることが適当と認める箇所は、非掲載とすることができる。
- (2) 研究会の庶務は、生涯学習政策局政策課調査統計企画室において処理する。

平成 30 年度以降の子供の学習費調査に関する研究会

有識者等

- 石田 賢示 (東京大学社会科学研究所准教授)
 岩間 晴美 (一般財団法人静岡経済研究所主任研究員)
 卯月 由佳 (国立教育政策研究所国際研究・協力部主任研究官)
 佐藤 一磨 (拓殖大学政経学部准教授)
 邵 勤風 (株式会社ベネッセコーポレーション ベネッセ教育総合研究所主席研究員)
 土屋 隆裕 (横浜市立大学国際総合科学群教授)
 山田 哲也 (一橋大学大学院社会学研究科教授)

(敬称略、五十音順)

開催状況

	開催日	議題
第 1 回	平成 29 年 7 月 7 日	1.平成 30 年度以降の子供の学習費調査に関する研究会について 2.調査改善の論点について (意見交換) 3.平成 26 年度附帯調査の結果検証について
第 2 回	平成 29 年 9 月 20 日	1.平成 28 年度附帯調査の結果検証について 2.平成 30 年度調査における変更について
第 3 回	平成 30 年 2 月 14 日	1.平成 32 年度以降調査に係る検討課題について 2.調査事項の現代化について 3.統計精度向上に向けた標本設計の再構築について
第 4 回	平成 30 年 6 月 6 日	1.調査事項の現代化について 2.統計精度向上に向けた標本設計の再構築について
第 5 回	平成 30 年 7 月 4 日	1.調査事項の現代化について (世帯特性データの更なる充実可能性の検討について) 2.統計精度向上に向けた標本設計の再構築について 3.回答者負担軽減のための調査手法見直しについて
第 6 回	平成 30 年 8 月 6 日	1.都道府県調査事務担当者ヒアリング 2.回答者負担軽減のための調査手法見直しについて 3.統計精度向上に向けた標本設計の再構築について 4.調査票・統計表 (案) について
第 7 回	平成 30 年 9 月 10 日	1.統計精度向上に向けた標本設計の再構築について 2.回答者負担軽減のための調査手法見直しについて 3.平成 30 年度調査の回答状況を踏まえた調査票の見直しについて 4.これからの子供の学習費調査に向けた改善プラン (案) について